

6-7 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所将来計画委員会規則

1993 年 7 月 19 日

分子研規則第 2 号

岡崎国立共同研究機構分子科学研究所将来計画委員会規則

（設置）

第 1 条 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所（以下「研究所」という。）に，研究所の将来計画について検討するため，将来計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 研究所の教授数名
- 三 研究所の助教授数名

2 前項第 2 号及び第 3 号の委員は，各年度ごとに研究所長が委嘱する。

（委員長）

第 3 条 委員会は，研究所長が招集し，その委員長となる。

（専門委員会）

第 4 条 委員会に，専門的な事項等を調査検討させるため，専門委員会を置くことができる。

（委員以外の者の出席）

第 5 条 委員長は，必要に応じて，委員以外の者を委員会に出席させ，意見を聴取することができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は，総務部庶務課において処理する。

附則

この規則は，1993 年 7 月 19 日から施行する。